「保護預り約款」等の一部変更について

当社は2020年4月1日から「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」および「累積投資約款」について一部変更を行いましたのでご案内いたします。

[変更内容]

・「民法の一部を改正する法律」(2017年6月2日公布)により、2020年4月1日より民法上に「混合寄託」 に係る規定が新設されることにともない「混蔵」を「混合」へ変更いたしました。

[変更箇所]

変更箇所につきましては、以下のとおりです。

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)

「保護預り約款」

(保護預り証券の保管方法および保管場所)

第3条

(現行どおり)

- 1 (現行どおり)
- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保 護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管しま す。
- 3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券また は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限 り、他のお客さまの同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管するこ とがあります。
- 4 (現行どおり)

(混合保管等に関する同意事項)

- 第4条 前条の規定により<u>混合</u>して保管する証券については、 次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱い ます。
 - 1・2 (現行どおり)

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第5条 <u>混合して保管している債券が抽選償還に当選</u>した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(お客さまへの連絡事項)

第9条 (現行どおり)

- 1 (現行どおり)
- 2 <u>混合</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決 定された償還額
- 3・4 (現行どおり)
- 2~4 (現行どおり)

(償還金等の代理受領)

第11条 保護預り証券の償還金 (混合保管中の債券について 第5条の規定に基づき決定された償還金を含みま す。以下同じ。)または利金 (分配金を含みます。以 下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこ れを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

附則

この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用させていただきます。

旧(変更前)

「保護預り約款」

(保護預り証券の保管方法および保管場所)

第3条

(省 略)

- 1 (省 略)
- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します。
- 3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券また は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限 り、他のお客さまの同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管するこ とがあります。
- 4 (省略)

(混蔵保管等に関する同意事項)

第4条 前条の規定により<u>混蔵</u>して保管する証券については、 次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱い ます。

1・2 (省 略)

(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い)

第5条 <u>混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せん</u>した 場合における被償還者の選定および償還額の決定等に ついては、当社が定める社内規程により公正かつ厳正 に行います。

(お客さまへの連絡事項)

第9条

(省 略)

- 1 (省略)
- 2 <u>混蔵</u>保管中の債券について第5条の規定に基づき決 定された償還額

3 • 4 (省 略)

2~4 (省 略)

(償還金等の代理受領)

第11条 保護預り証券の償還金 (<u>混蔵</u>保管中の債券について 第5条の規定に基づき決定された償還金を含みま す。以下同じ。)または利金 (分配金を含みます。以 下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこ れを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

附即

この約款は、<u>2019年4月1日</u>より適用させていただきます。

旧(変更前)

「外国証券取引口座約款」

(外国証券の混合寄託等)

- 第4条 お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等 および外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」と いいます。)は、混合寄託契約により寄託するものとし ます。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有 する数量が記録または記載される外国株式等および外 国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)につい ては、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、 決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項 に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理 するものとします。
- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するも のとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄 託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えま す。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における 当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券 の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に 振り替え、当該数量を記載または記録するものとしま
- 3 前項により混合寄託される寄託証券または決済会社 の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」 といいます。) は、当該寄託証券等の発行者が所在する 国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機 関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現 地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならび に現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理し ます。

(現行どおり)

(寄託証券に係る共有権等)

第4条の2 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該 外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘 柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会 社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共 有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口 座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当 該現地保管機関における決済会社の口座に記載または 記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該 お客さまに与えられることとなる権利を取得します。

(現行どおり)

附 則

「累積投資約款」

(有価証券の保管)

附 則

第6条 この契約によって買付けられた投資信託受益権は、こ れを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託受 益権と混合して保管いたします。

この約款は、2020年4月1日より適用させていただきます。

2 (現行どおり)

3 (現行どおり)

4 (現行どおり)

5 前各項の規定により混合して保管する投資信託受益権に ついては、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたも のとして取り扱います。

 $1 \sim 2$ (現行どおり)

(2020年4月1日 改定)

「外国証券取引口座約款」

(外国証券の混蔵寄託等)

- 第4条 お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等 および外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」と いいます。) は、混蔵寄託契約により寄託するものとし ます。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有 する数量が記録または記載される外国株式等および外 国新株予約権(以下「振替証券」といいます。)につい ては、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、 決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項 に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理 するものとします。
- 2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するも のとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄 託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えま す。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における 当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券 の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に 振り替え、当該数量を記載または記録するものとしま
- 3 前項により混蔵寄託される寄託証券または決済会社 の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」 といいます。) は、当該寄託証券等の発行者が所在する 国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機 関(以下「現地保管機関」といいます。)において、現 地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならび に現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理し ます。

(省 略)

(寄託証券に係る共有権等)

(省

第4条の2 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該 外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘 柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会 社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共 有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口 座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当 該現地保管機関における決済会社の口座に記載または 記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該 お客さまに与えられることとなる権利を取得します。

この約款は、2019年10月1日より適用させていただきます。

「累積投資約款」

略)

(有価証券の保管)

第6条 この契約によって買付けられた投資信託受益権は、こ れを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託受 益権と混蔵して保管いたします。

2 (省 略)

3 (省 略)

4 (省 略)

前各項の規定により混蔵して保管する投資信託受益権に ついては、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたも のとして取り扱います。

 $1 \sim 2$ (省 略)

(2018年4月1日 改定)